

移民背景を持つ子どもたちのためのドイツ語教育： その理念と実践

恒川，元行
九州大学大学院言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/9462>

出版情報：言語文化論究. 23, pp.157-166, 2008-02-28. 九州大学大学院言語文化研究院
バージョン：
権利関係：

移民背景を持つ子どもたちのためのドイツ語教育

—その理念と実践—

恒 川 元 行

筆者は2007年10月13日、九州大学2007年度公開講座「共生を目指す弁証法—対立から対話へ」の一回として標記の表題で講義を行った。以下、公開講座パンフレットに掲載した要旨、使用した資料の名称と補足説明、およびドイツ語資料の翻訳を掲載し、研究報告とする。資料にはURLまたは出典を示し、インターネット上で参照可能な日本語資料は省略する。ここに掲載した資料（翻訳）はまた、それぞれの全体ではなく、本講義に直接関係する部分のみとした。

要旨

ドイツは、「奇跡的」と形容される戦後の経済復興を支えるため、1960年前後から外国人労働者を積極的に受け入れてきた。その後、家族の呼び寄せなどにより定住化が進み、現在は2世、3世としてドイツに生活する外国人児童生徒のドイツ語能力や、ドイツ人児童生徒との共生が学校教育の重大なテーマとなっている。移民背景を持つ子どもたちにとって、健全な市民としてドイツ社会で生活するためには、能力に応じた学校教育が必要であり、そのためには家庭言語（母語）に次ぐ第2言語であり、学校言語でもあるドイツ語の一定能力が不可欠である。このため、ドイツでは、子どもたちのドイツ語能力を、すでに就学以前、幼稚園の時期から観察・記録し、着実に育成するための理念・方針が定められ、さまざまな施策が各州単位でもまた連邦レベルでも議論され、実践されている。

本講座では、ドイツでのこのような状況や施策を紹介したい。それは、結局、現在の日本の状況を考えることにもなる。なぜなら、人口減少を背景に今後ますます外来労働力に頼らざるを得ない日本が、数十年遅れてドイツと同じ道を歩んでおり、外国籍児童に就学義務がないこととも相まって、彼らの日本語能力や母語能力養成の問題が顕在化しつつあるからである。

1. ドイツの移民について

1.1. 移民をめぐる状況

（資料1）「移民と統合」『ドイツの実情』p.9、p.137-139、ドイツ連邦共和国外務省、2005。

資料1によれば、ドイツ連邦共和国の人口は約8250万人であり、このうち約730万人が外国人である（全人口の8.8%；うちトルコ人180万人）。これにドイツ国籍を取得した在留外国人約150万人、ドイツ系の帰還移住者約450万人が加わり、移民背景を持つドイツ居住者の数は、約1330万人にのぼる（16%＝6人に1人の割合）。これは、日本の10倍に相当する（約200万人／1.2億人＝1.6%）。

1.2. 移民法

移民法（移住法とも言う）は、滞在法、EU市民自由移住法、ならびにその他の法改正から構成

されている。この法律により、移民・移住に関わる従来の5分類（有期滞在許可、無期滞在許可、滞在権、滞在同意、滞在資格）が「有期滞在許可」と「無期居住許可」に整理統合された（久本憲夫「ドイツの外国人と新移民法」、国際経済労働研究所『Int'lecowk』58(2)、2003）。

本移民法（資料2）は、ドイツ語・ドイツ事情の学習を義務化した「統合コース」に関する具体的な規定（第43条）を含むことにその特徴がある。

（資料2）「移民の制御と制限、およびEU市民と外国人の滞在と統合を調整するための法律」（2005年1月1日）（Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern）

http://www.zuwanderung.de/2_zuwanderungsgesetz.html

第3章：統合の促進

第43条：統合コース

（1）合法的に長期に連邦共和国領域内に居住する外国人の、ドイツ連邦共和国内の経済生活、文化生活、および社会生活への統合が促進される。

（2）外国人を統合する努力は、統合のための基本施策（統合コース）によって支援される。統合コースには、外国人にドイツの言語、法秩序、文化、および歴史への手引きを行うさまざまな施策が含まれる。外国人はこれによって、第3者の助けや仲介なしに日常生活のすべての要件において自立して行動ができる程度に、連邦領域内の生活状況になじむことが要請される。

（3）統合コースには、十分な言語知識を得るためのそれぞれ同じ時間数の基本語学コースと積み上げ語学コース、またドイツの法秩序、文化、および歴史の知識を仲介するためのオリエンテーションコースが含まれる。参加の成否は、コース実施者の発行する修了テスト合格証明書によって証明される。統合コースは、連邦移民難民庁によってコーディネートされ、実施される。連邦移民難民庁は、この目的のために私立および公立の実施団体を利用することができる。統合コース参加のための費用は、適切な範囲で経済力を考慮して徴収する。支払いは、外国人に対し生活費を負担する義務を負う者もまた、義務を負う。

1.3. 統合コース

移民法は上記のように統合コースを含むことに特徴があるが、その具体的な実施に関する諸規定は資料3「外国人と帰還移住者のための統合コース実施に関する命令」により行われている。第10条は、統合コースの時間数を規定している。

（資料3）ドイツ内務省「外国人と帰還移住者のための統合コース実施に関する命令」（2004年12月13日）（Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler）

<http://www.zuwanderung.de/downloads/IntV.pdf>

第3章：統合コースの構成、期間、および内容

第10条 統合コースの基本構成

（1）統合コースは630時間からなり、ドイツ語で行われる。統合コースは、基礎語学コースと積み上げ語学コース（以上、言語コース）、ならびにオリエンテーションコースに下位区分される。600時間の基礎語学コースと積み上げ語学コースは、それぞれ異なったレベル内容を持つ3つの学習区分から構成されている。言語コースに接続して開講されるオリエンテーションコースには、30時間

が割り当てられる。

1.4. 連邦議会への報告

(資料4)「滞在法第43条第5項に規定された統合コースの実施および予算に関するドイツ連邦議会への経験報告」(2007年6月27日)(Erfahrungsbericht der Bundesregierung an den Deutschen Bundestag zu Durchführung und Finanzierung der Integrationskurse nach § 43 Abs.5 Aufenthaltsgesetz)

http://www.bmi.bund.de/nn_334158/Internet/Content/Nachrichten/Pressemitteilungen/2007/06/Erfahrungsbericht_Integrationskurse.html

滞在法(移民法)の第43条第5項は、「連邦政府は、ドイツ連邦議会に2007年7月1日付で統合コースの実施と予算に関する経験報告を提示する。」と規定している。これに基づきドイツ連邦政府が提出した「報告」第2章(資料4)によると、2005年、2006年の二年間で、統合コースへの参加資格者数は359,047人、コース参加者は248,682人であった。

1.5. ベルリンのトルコ系住民

(資料5)「トルコ系移民とドイツ」、NHK衛星第1放送2006年12月27日22:30「きょうの世界」

資料5は、ベルリン州の移民の現状、特に移民法に基づく統合コースや、多くの移民背景を持った児童を抱える基礎学校の実態を取材しており、本講義のテーマを導入するにふさわしい内容となっている。

2. 日本の状況

2.1. ニューカマーの集住

(資料6)西日本新聞2007年8月23日朝刊「クルマ列島「官から民へ」の現場5 労働力不足 外国人団地九州にも？」

出入国管理及び難民認定法改正(1990年)以来、愛知、岐阜、三重、静岡、長野、群馬など製造業が集積する地域を中心に、「ニューカマー」と呼ばれる日系ブラジル人などの集住が見られるようになった。彼らの多くは、慢性的な人手不足から中小零細業者に雇用されている外国人労働者およびその家族である。資料6では、「単なる労働力から共に暮らす生活者へ」の視点から、愛知県豊田市を例にニューカマーの集住、雇用、子どもの教育などについて報告されている。

(資料7)総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書―地域における多文化共生の推進に向けて―」2006年3月

http://203.140.31.100/s-news/2006/pdf/060307_2_bs1.pdf

総務省は、地域社会に外国人住民が急激に増加していることを受け、「国レベルの検討は、これまで主に外国人労働者政策あるいは在留管理の観点から行われてきたが、そうした観点からのみ捉えることは適当ではない。外国人住民もまた生活者であり、地域住民であることを認識し、地域社会の構成員として共に生きていくことができるようにするための条件整備を、国レベルでも本格的に検討すべき時期が来ていると言えよう。」「(はじめに)」との趣旨から、2005年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置した。本報告書(資料7)は、この研究会が2006年3月に取りまとめたものである。特に第1章からは、「外国人住民を取り巻く課題」(第4節)を簡潔に知ることができる。

(資料8) 外国人集住都市会議のメンバー都市

<http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/kaiintoshidata%202007new.pdf>

資料7(第1章第3節)でも言及されているが、日系南米人を中心とした外国人の集住する市町が、当初13都市で2001年5月「外国人集住都市会議」を設立し、外国人住民施策について情報交換と国への提言活動を行いながら、地域で顕在化しつつある諸問題に取り組んでいる。資料8は本会議の会員都市リストであり、メンバーが2007年4月1日現在で22都市であり、同年8月に23都市に増加、さらに2都市がオブザーバーとして参加していることを示す。これらの市町の外国人割合は平均5.4%であり、福岡市の外国人割合の1.13%(2005年9月1日現在15,845人/1,402,040人;福岡県企画振興部調査統計課「統計福岡」による)の5倍近くと高い。また、登録国籍第1位はすべてブラジル、2位、3位はフィリピン、中国、韓国・朝鮮、ペルーのいずれかである。

2.2. 外国人子女の学校教育

(資料9) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成18年度)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07062955/001.htm

資料9によれば、日本の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、22,413人(前年比8.3%増)で、学校種別では、小学校15,946人、中学校5,246人、高等学校1,128人、盲・聾・養護学校72人、中等教育学校21人と報告されている。

本調査は、公立学校に在籍している外国人児童生徒に関する調査であり、「不就学」の状態にある学齢期子どもたちに関する調査は行われていない。

(資料10) 総務省行政評価局「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知—公立の義務教育諸学校への受入れ推進を中心として—」(2003年8月)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030807_2_01.html

資料10は、総務省が文部科学省に対し、2003年8月、「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視」の結果に基づき「外国人子女の就学機会の確保等に向けた一層の取組が求められている」(「前書き」)として出した通知である。本通知は、日本に在住する外国人子女には義務教育への就学義務はないが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を受けて、入学を希望する者には公立の義務教育諸学校への受入れが保障されていることを改めて確認した上で、しかし現実には、不就学児童生徒が相当数にのぼると見られることを指摘し、文部科学省の対応を促している。

(資料11)「外国人集住都市会議の規制改革要望」に対する各省庁からの回答一覧(2006年1月27日)

<http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/>

外国人集住都市会議は、地域社会で暮らす外国人やその地域社会が抱える様々な問題の解決を図るため、2005年11月14日、内閣府規制改革・民間開放推進室に「規制改革要望書」を提出した。資料11は、この要望書に対する各省庁からの回答であり、「これまでの私たちの提言に対して国がどのように対応したかを検証するもの」(三重県四日市市「多文化のとびら 外国人集住都市会議発2005~2006」)と位置づけられている。8項目の要望および回答事項のうち、「6. 外国人の子どもをめぐる教育体制の整備」、「7. 外国人の子どもの不就学対策」、「8. 外国人学校に対する支援措

置」が直接、教育に関わる項目である。

(資料12)「国際団地」、東海テレビ、2001年4月頃放送

資料12では、愛知県豊田市の保見団地に住み、市立保見中学校に通うニューカマーの子供たちが取材されている。このテレビ報道番組は、親の就労状況に翻弄される子供たちの現状、異質な存在を許容することの少ない学校、彼らの抱える学習困難、結果としての不就学など、様々な問題点を丁寧に取材し、「教育を受ける権利」が保障されず、教育、就職で不平等が生じている実態をよく伝えている。(正確な放送日時は不明)

2.3. 教育を受ける権利

(資料13) 日本国憲法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S21/S21KE000.html>

(資料14) 教育基本法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO120.html>

(資料15) 学校教育法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>

(資料16) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>

(資料17) 児童の権利に関する条約

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

「教育を受ける権利(学習権)」は「人権中の人権」(平凡社百科事典「教育権」)、すなわち基本的人権の一つと理解されており、「世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した」(外務省「国際人権規約」冒頭説明文)資料16「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の第13条には「教育についてのすべての者の権利を認める」、また資料17「児童の権利に関する条約」の第28条には「教育についての児童の権利を認める」と明記されている。これらの条約は、日本も批准している。

他方しかし、日本の関連法規で「教育を受ける権利」という表現が用いられているのは日本国憲法第26条(資料13)だけであり、教育基本法(資料14)、学校教育法(資料15)に直接的な言及はない。これに対し、親権者の「普通教育を受けさせる義務」、「就学させる義務」は、それぞれ明記されている。

また、日本の法律では、条文の主体はいずれも「国民」となっており、外国人子女は除外されていると解釈される。これは、ドイツ・ベルリン州の憲法(資料22)、学校法(資料23)に「人は誰でも(jeder Mensch)」、「若い人は誰でも(jeder junge Mensch)」と書かれていることと好対照を成している。

2.4. 学習困難とことば

(資料18) 太田晴雄「教育達成における日本語と母語 日本語至上主義の批判的検討」宮島・加納編『国際社会② 変容する日本社会と文化』第4章、東京大学出版会、2002。

資料18は、岡本夏木『ことばと発達』(岩波新書、1985)やバイリンガル状況における子どもの言語習得についての研究等に基づき、子どものことばの発達には「一次のことば/社会生活言語」と「二次のことば/学習思考言語」の2段階があることを指摘している。このうち前者「社会生活

言語」は、成長期の子どもにとって比較的短期間に習得可能であるのに対し、後者「学習思考言語」は当該言語による学習と理解が前提となるため、習得に相応の時間と忍耐が必要であるとされる。この観点から、本論文は、後者の未発達が多く外国人児童生徒が抱える学習困難の主要因となっていること、またこの2種の言語能力の違いや後者の発達についての無知によって、外国人児童生徒の学習権が十全に保障されていないことを述べている。

2.5. まとめ

(資料19) 毎日新聞2006年1月6日東京朝刊「記者の目：少女少女の夢の扉を閉ざすな＝秋山信一(岐阜支局)」

「外国人に義務教育はない」。資料19は、このことを初めて知った記者が、岐阜県大垣市での取材を元に就学義務の不在がどのような現実を生んでいるかを報告し、義務教育の法律化を訴えたものである。

3. ドイツの学校教育

3.1. ベルリンの教育現場の現状

(資料20) ベルリン州教育省「教育による統合 ベルリン州の移民背景を持つ子ども、青少年、大人の促進支援のための構想」(2006年1月)(Integration durch Bildung. Konzept zur Förderung von Kindern, Jugendlichen und Erwachsenen mit Migrationshintergrund in Berlin.)

http://www.berlin.de/imperia/md/content/sen-bildung/foerderung/schueler_nichtdeutscher_herkunftssprache/integration_durch_bildung_2006.pdf

表題にあるとおり、資料20は子どもから大人まで、すべての移民背景を持つ住民を対象にしている。しかし、基本は子どもであり、第2章では主に子どもたちの学校教育の現状が数値によって紹介されている。表1で用いられているndH(=nicht deutscher Herkunftssprache)「ドイツ語を出身言語としない(児童生徒)」は、「移民背景を持つ(児童生徒)」と同義であり、家庭でドイツ語以外のコミュニケーション言語を用いている児童生徒を指す。

(表1) ベルリン州の児童生徒の数(2005年8月現在)

学年	児童生徒数	外国籍児童生徒数	ndH 児童生徒数
1996/97	416,105	55,645 (13.4%)	65,863 (15.8%)
2001/02	365,613	55,980 (15.3%)	75,944 (20.8%)
2005/06	341,628	56,354 (16.5%)	87,857 (25.7%)

ベルリン州には、公立および私立の一般教育学校が869校ある。ここに在籍するドイツ語を出身言語としない児童生徒の数は、表1が示すとおり、87,857人(25.7%)と、全体の4分の1にあたる(2005/06年度;p.4)。また、過去10年(1996/97~2005/2006)の推移からは、1) 児童生徒数が21.8%減少(41.6万→34.1万)しているが、2) ドイツ語を出身言語としない児童生徒の数は逆に33.4%増加(6.6万→8.8万)し、結果として3) ドイツ語を出身言語としない児童生徒の割合が増加(15.8%→25.7%)していることがわかる(p.5-7)。

(表2) 新入生の数

学年	新入生数	ndH の新入生数
2001/02	24,324	7,280 (29.9%)
2004/05	26,706	8,148 (30.5%)
2005/06	34,564	11,457 (33.1%)

新1年生(表2)について見ると、2005/06年には、ドイツ語を出身言語としない児童の割合がさらに上昇している(33.1%)。なお、新入生数が2005/06年に8000人程度多いのは、この学年から、入学年齢が6歳から5.5歳に引き下げられたことによっている(p.7)。

(表3) 地区毎のドイツ語を出身言語としない児童生徒の割合

地区	2003/04 (%)	2004/05 (%)	2005/06 (%)
Mitte	55.3	56.5	56.4
Friedr.-Kreuzberg	46.3	47.7	48.4
Neukölln	45.2	45.9	46.8
Tempelh.-Schöneberg	29.7	31.2	32.4
Charl.-Willmersdorf	27.2	28.0	26.7
Spandau	23.8	24.0	24.5
Reinickendorf	17.3	18.7	19.4
Lichtenberg	12.3	13.3	14.8
Steglitz-Zehlendorf	14.2	14.5	14.5
Marzahn-Hellersdorf	6.3	7.0	7.7
Pankow	5.2	5.4	5.6
Treptow-Köpenick	4.1	4.1	4.5

また、ベルリンを地区毎に見た場合(表3)、2003年から2006年の間、ドイツ語を出身言語としない児童生徒の数は12地区のいずれでも増加している。全体ではまだ半数以下だが、すでに50%を越えている地区もある。中でも、中心部では割合が高い。そのため、ことばの発達調査と促進支援策が導入され、ドイツ語を出身言語としない児童生徒の割合が40%を超える場合、1、2年次のクラス規模が20人に引き下げられている(p.9)。

(資料21) ことばの発達調査 Deutsch Plus 2006の結果 (Detailergebnisse Deutsch Plus 2006)
http://www.berlin.de/imperia/md/content/sen-bildung/schulqualitaet/lernausgangsuntersuchungen/detailergebnisse_deutsch_plus_2006.pdf

ことばの発達調査「ドイッチュ・プラス」は、就学前年の秋に、翌年の新入生全員に対して実施される。幼稚園に通園している子どもはその幼稚園で、また通園していない子どもは入学予定の基礎学校で調査を受ける。

表4に示されている2006年度の調査結果では、以下の諸点が明らかになっている：

1) ドイツ語を出身言語とする子どもの場合、ことばの促進支援が必要と判断された子どもは17,570人の内の11.1% (1,807+144=1,951人) であるのに対し、ドイツ語を出身言語としない7,573人の場合には54.4% (3,779+338=4,117人) と高い。

2) 幼稚園の通園経験別に見れば、通園経験のある24,170人の場合、促進支援が必要と判断された子どもは23.1% (1,807+3,779=5,586人) であるのに対し、経験なしの973人では49.5% (144+338=482人) と、後者が高率である。

3) したがって、促進支援が必要と判断された子どもの割合は、ドイツ語が出身言語ではなく、幼稚園の通園経験を持たない子どもたちのグループが最も高い (338人=71.9%)。

(表4) 出身言語・通園経験の別による調査結果

出身言語	ドイツ語				非ドイツ語			
	あり		なし		あり		なし	
通園経験	要	不要	要	不要	要	不要	要	不要
促進支援								
Mitte	101 (12.3)	717 (87.7)	13 (21.0)	49 (79.0)	845 (55.3)	682 (44.7)	96 (75.6)	31 (24.4)
Fri/ Kre	92 (9.0)	934 (91.0)	5 (20.8)	19 (79.2)	562 (55.2)	456 (44.8)	39 (75.0)	13 (25.0)
Neuköl	164 (17.3)	783 (82.7)	22 (30.6)	50 (69.4)	827 (64.6)	453 (35.4)	83 (70.3)	35 (29.7)
Tem/ Sch	148 (9.8)	1366 (90.2)	6 (14.0)	37 (86.0)	359 (48.5)	381 (51.5)	21 (65.6)	11 (34.4)
Cha/ Wil	72 (5.6)	1219 (94.4)	3 (11.5)	23 (88.5)	207 (37.5)	345 (62.5)	17 (73.9)	6 (26.1)
Spand	162 (13.5)	1039 (86.5)	16 (29.6)	38 (70.4)	252 (51.4)	238 (48.6)	30 (69.8)	13 (30.2)
全体	1807 (10.6)	15260 (89.4)	144 (28.6)	359 (71.4)	3779 (53.2)	3324 (46.8)	338 (71.9)	132 (28.1)

3.2. 「教育を受ける権利」と「就学義務」

以下の州憲法および学校法に見るとおり、ベルリンではまず「教育を受ける権利」が規定され(資料22第2条)、その上で就学義務が課せられている(同第41条)。また、すでに述べたように、この権利と義務を有するのは「すべての人」、「すべての若い人」であり、「国民」という表現は用いられていない。以上2点は、日本との明白な相違点である。

(資料22) ベルリン州憲法 (1995年11月23日) (Verfassung von Berlin)

<http://www.berlin.de/rbmskzl/verfassung/>

第20条

(1) 人は誰でも、教育を受ける権利を有する。州は、法律に応じてすべての人が公的な教育施設にアクセスすることを可能にし、促進する。特に、初期職業教育が促進されなければならない。

(資料23) ベルリン州学校法 (2004年1月26日) (Schulgesetz für das Land Berlin)

<http://www.berlin.de/imperia/md/content/sen-bildung/rechtsvorschriften/schulgesetz.pdf>

第2条：教育を受ける権利

(1) 若い人は誰でも、性別、家系、言語、出身、障害、宗教や政治上の意見、性的アイデンティティ、また親権者の経済的または社会的地位に関わらず、将来の力となる学校教育を受ける権利を有する。

(2) この法律の規定は、ベルリン州憲法の第20条第1項に定める教育を受ける権利の実現に資するものである。若い人は誰でも、その能力と才能に対応して以下の規定に基づき、すべての公的な学校に等しく通学する権利を有する。

第IV部：就学義務

第41条：基本原則

(1) ベルリンに住居を所有するか、ベルリンを通常の滞在地としているか、あるいは職業訓練の場や職場がある人は、就学義務を負っている。国際法上の諸原則および国家間協定は、このことに影響されない。

3.3. ことばの発達調査と促進支援

ベルリン州の基礎学校は、上述のように、多数のドイツ語を出身言語としない子どもたちを抱えており、(出身言語がドイツ語である場合も含め) 就学時点で基礎学校での授業に付いていくだけのドイツ語能力を十分に発達させていない子どもたちも高い割合であること、幼稚園教育がことばの発達促進にとって重要な鍵を握っていることなどから、教育改革に取り組み、学校法にも反映させている。

本講義では、その例として、資料24の学校法第20条(基礎学校就学当初の2年間を一つの単位とするフレキシブル制度)、第42条(就学年齢の6歳から5.5歳への引き下げ)、第55条(ことばの発達調査)に言及した。

これに対し、ことばの発達調査 Deutsch Plus の内容、また多文化・多言語状況に配慮した二言語による学校教育(特に、ベルリン州立ヨーロッパ学校)については触れる余裕がなかった。

(資料24) ベルリン州学校法(2004年1月26日)(Schulgesetz für das Land Berlin)

<http://www.berlin.de/imperia/md/content/sen-bildung/rechtsvorschriften/schulgesetz.pdf>

第20条：基礎学校

(3) 学習開始期は、一つの教育的単位である。第1年次から第2年次への進級は行われぬ。学習開始期の学習目標および発達目標を達成した児童は、親権者の申し出により、期限前に第3年次に進級することができる。学習開始期の最後に学習目標および発達目標をまだ達成していない児童は、クラス会議の決定あるいは親権者の申し出により、さらに1学年間、学習開始期に留まることができる。この学年は、一般的就学義務の履行には算入されない。

第42条：一般的就学義務の開始および期間

(1) 一学年の開始(8月1日)をもって、満6歳になった子ども、あるいは12月31日までに満6歳になる子ども全員が就学義務を負う。

(2) 親権者の申し出に応じて、次の年の1月1日から3月31日の期間に満6歳になる子どもは、学年の開始時に学校に受け入れられる。学校への受け入れとともに、就学義務が開始する。

第55条：基礎学校のための規定

(2) 就学申請の際に、学校は、子どもたちが学習開始期間の授業に参加するのに十分なだけのドイツ語能力を身につけているかどうかを確認する。必要なドイツ語の知識を持っていない子どもたちは、彼らがすでに幼年支援施設において、あるいは他の方法で相応の促進支援を受けている場合を除き、学校から、入学前に開設されることば促進コースへの参加が義務付けられる。学校制度を管轄する省は、ことばの発達状況の調査や就学前のことば促進支援コースに関する詳細、特にことばの発達調査の手法を法規命令によって規定する権限を有する。

なお、学校法(資料24)第55条に規定されたことばの発達調査は、さらに資料25「基礎学校の教育課程に関する命令」第6条によって、具体的に規定されている。

(資料25) 基礎学校の教育課程に関する命令(2005年1月19日)(Verordnung über den Bildungsgang der Grundschule)

<http://www.berlin.de/imperia/md/content/sen-bildung/rechtsvorschriften/grundschulverordnung.pdf>

第6条：ことばの発達調査

(1) 子どもたちは全員、就学前年の第4四半期に、学校行政監督庁の定める、ことばの発達状況確認のための調査に参加する。就学申請の枠内でいずれかの幼年支援施設で実施されたドイツ語発達状況確認のための調査に関する証明が提示されない場合には、担当の学校が調査を実施する。ことばの発達調査の結果は、親権者に適切な形式で通知される。

(2) 学習開始期に最初から問題なく学習するのに十分なだけのドイツ語能力を身につけていない子どもたちは、彼らが他の方法で相応の促進支援を受けていないかぎりにおいて、就学前のことば教室に参加しなければならない。彼らが全日制の幼年支援施設に通っている場合には、この促進支援はその施設内で実施される。

(3) 就学前のことば教室は、全日制の幼年支援施設に通っていない子どもたちに対しては、地区の住居近くに、必要な場合には学校単位を越えて開設される。ことば教室は、就学年の2月1日から7月31日まで、学校休暇時を除き行われる。ことば教室はいずれの週も定期的に5日間に渡り、毎日3時間ずつ実施される。

3.4. すべての基礎としての「観察と記録」

(資料26)「ことばへの意欲(Lust auf Sprache)」

(資料27)ビデオのための手引き「ことばへの意欲 幼稚園におけることばの教育とドイツ語学習」、Freiburg、2005.

ドイツでは、就学前の早い時期から子どものことばの発達を促すことが、子どもの可能性を保障することに繋がるとの認識から、そのための方法が様々に検討、提案されている。その根底には、すべての土台は子どもたちのことば行動の観察と記録であるとの共通理解がある。資料26は、幼稚園の先生たちに、子どもたちのことば行動を具体的にどう観察するかを練習機会を提供し、またことばの発達促進のさまざまな具体例を示すために製作されたビデオであり、資料27はその手引き書である。